

盛岡市と民間事業者等との地域において支援を必要とする者の把握に関する協定 事業実施要領

令和5年4月27日市長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、民間事業者等（以下「事業者」という。）が地域において支援を必要とする者を把握した際に盛岡市（以下「市」という。）に連絡することにより、支援につなげ、地域福祉の向上に資することを目的として、協定を締結することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者等 市内で見守り活動が可能な事業者で、事業の趣旨に賛同している事業者及び団体をいう。

(2) 見守り活動 事業者が、通常業務の範囲内において、その業務の対象者をはじめ、広く市民の日常生活における生命・身体に係る何らかの異変等を察知したときは、市に連絡することを行う。

(実施地域)

第3 協定の実施地域は、盛岡市内全域とする。

(事業内容)

第4 市及び事業者は、第1の趣旨を達成するため、双方合意のもと、連携して見守り活動を実施し、第5及び第6で定める役割を果たし、協力するものとする。

(事業者の役割)

第5 事業者は、見守り活動を行うこととする。ただし、緊急時は、警察署、消防署等へ通報するものとする。

2 事業者は、その事業の業務従事者に対して、協定の趣旨及び規定する内容を周知し、市への連絡が円滑に行われるように努めるものとする。

3 前2項の連絡又は通報に係る経費は、事業者の負担とする。

4 事業者は、その営業活動において、協定の名称を利用した販売促進は行わないものとする。

5 事業者は、この活動を通じて、宗教行為、政治活動その他公序良俗に反する活動を行わないものとする。

6 事業者は、年1回以上、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定に係る実績報告書」（様式第2号）により活動実績について市へ報告するものとする。

(市の役割)

第6 市は、事業者から第5第1項の連絡を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な

支援を行うものとする。

(個人情報保護)

第7 市及び事業者は、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。ただし、生命の危機等、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この協定を解除した後においても同様とする。

(協定の解除)

第8 市は、次の各号に掲げる場合は、協定を解除することができるものとする。

- (1) 事業者から解除の申出があったとき。
- (2) 協定の当事者の一方が、協定の内容に違反したとき又は協定内容を履行することが困難であるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に事業者が該当する旨が判明した場合など、市が協定締結事業者として不適当と判断したとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(公表)

第9 市及び事業者は、協定締結の事実について、ホームページ等において公表できるものとする。ただし、事業者が公表を希望しない旨を市に申し出た場合は、この限りでない。

(協定締結の手続き)

第10 協定の締結に当たっては、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 協定の締結を希望する事業者は、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定の締結に係る申出書」（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市は前号の申出があったときは、申出内容の確認を行う。
- (3) 協定を締結する事業者と協定書の項目にかかる協議を行う。
- (4) 前項の調整が済んだときは、双方の合意により協定締結を行う。

(協定の更新)

第11 協定は、協定の締結の日から協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、市又は事業者のいずれからも書面による申出がないときは、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(実施期間)

第12 この要領は、令和5年4月27日から実施する。